

令和7年度 第4回

栃木市国民健康保険運営協議会会議録

日時：令和8年2月18日（水）

午後1時～午後2時

場所：栃木市役所

3階 正庁B

出席委員：14名（定数18名）

会議内容

(1) 令和8年度国民健康保険特別会計予算(案)について

事務局から資料1、資料2、資料3について説明の後、委員からの質疑に対する答弁を行った。

【A委員】

歳入における財政調整基金繰入金の根拠は。

また、これは基金を取り崩す額という認識でよいか。

【事務局】

歳出をベースに交付金等の歳入を引き、不足分を補う額である。取り崩しであるので、ご認識のとおり。

【B委員】

資料2の付帯意見において、納付金ベースを令和10年までに(県下)統一とある。この納付金ベースの保険料率というのは、収納率を考慮した上でのものか。そうでなかった場合、例えば収納率が9割だった時に、残りの1割分はどうなるのか。これまでのように基金を取り崩すのか、県が基金を持ち対応するのか。市の基金がなくなった時はどうするのか、保険料率を上げるしかないのか。

それらがはっきりしないと、目指すべき保険料率も定まらず、どうやってそこに近づけていくのかという話し合いができないと思うので、そのあたりを明確にしてほしい。

【事務局】

現時点では基金に対する県の方針は定まっていないが、令和8年度の運営協議会において令和9年の保険料率の話し合いをしていただくにあたり、必要なことだと思うので、ご意見の内容を踏まえて資料をお出ししたい。

(2) その他

事務局から、年末に閣議決定された令和8年度税制改正の大綱のうち、国民健康保険税に係る改正内容について報告した。(配布資料なし)

【事務局からの報告】

・課税限度額の改正

当初は令和7年度地方税法施行令にあわせ、現行の106万円から109万円に引き上げ。医療給付費分を1万円、後期高齢者支援金分が2万円。

令和8年度以降については、地方税法施行令改正施行と同時に国保税条例の改正を行い、令和8年度税制改正大綱にあわせることにより、医療給付費分をさらに1万円引き上げ、課税限度額は、110万円となる。

・国民健康保険税 減額の対象となる所得基準の見直し

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者等の数に乗すべき金額を30.5万円から31万円と5千円引き上げ。また、2割軽減の対象となる世帯においても、被保険者等の数に乗すべき金額を56万円から57万円と1万円引き上げ。これにより、軽減対象者が拡大されることになる。

これらの改正は、今までの通例によると、地方税法施行令等の一部改正は公布日が令和8年3月末日、施行日が同年4月1日の見込み。